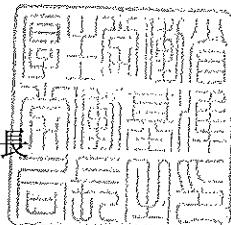


基発1124第2号  
平成23年11月24日

社団法人 全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



### 東日本大震災の復旧工事において使用する 呼吸用保護具の取扱いに関する特例の廃止について

東日本大震災の復旧工事における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

東日本大震災の被災地においては、がれきの処理の急増に伴い、防じんマスク等の呼吸用保護具の需要が急速に高まる中、国家検定合格品である防じんマスク（以下「検定合格防じんマスク」という。）の生産及び供給の体制が不安定なために、復旧工事を行う事業者が所定の要件を具備した呼吸用保護具について必要な数量を確保できない事態が生じていました。

このため、労働者が有効な呼吸用保護具を着用しないまま、がれき処理等の復旧工事において石綿にばく露することがないよう、平成23年4月11日付け基発0411第1号「東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例について」（以下「呼吸用保護具の特例通達」という。）によりお示したように、国家検定に合格していないものの、諸外国の一定の規格に適合している防じんマスク（以下「未検定マスク」という。）については検定合格防じんマスクの供給量が十分に確保されるまでの間、建物の損壊等の被害が甚大な一部地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県）における屋外で行われるがれき処理の作業場について、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第44条の呼吸用保護具として使用することを認めてきたところです。

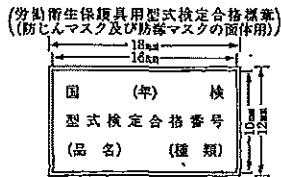
今般、検定合格防じんマスクの生産及び供給の体制の回復に伴い、被災地において検定合格防じんマスクが安定的に入手できる状況が確認されたことから、平成24年3月31日をもって、呼吸用保護具の特例通達を廃止することといたしました。

については、平成24年4月1日以降は、未検定マスクの譲渡、貸与、使用等を行わないよう、貴会会員に対する周知について御協力をお願いいたします。

(参考)

## 機械等検定規則 (昭47.労働省令第45号)

様式第11号(3)(甲)  
(第14条関係)



【備考】

- この型式検定合格標章は、金属その他の耐久性のある材質のものに、地色を黒色で、字、線及び縁を白色で明りよう表示し、防じんマスク又は防毒マスクの面体に付するものとすること。
- 「国(年)検」の中の「年」は、型式検定に合格した年(有効期間が更新されたときにあっては、当該更新に係る更新検定に合格した年)を、例えば(平12)のごとく表示すること。
- 「品名及び種類」は、次によること。

(1) 防じんマスク

品名は、DRと表示し、種類は、取替え式のものうち直結式にあつては「直」、隔壁式にあつては「隔」、使い捨て式のものにあつては「捨」と、また、その性能により、RS1、RS2、RS3、RL1、RL2、RL3、DS1、DS2、DS3、DL1、DL2又はDL3と表示すること。ただし、使い捨て式のものにあつては、この型式検定合格標章と同一の形式で直接面体に明りよう表示をすることによりょう付に代えることができる。

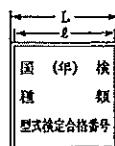
(2) 防毒マスク

品名は、GMと表示し、種類は、直結式にあつては「直」、隔壁式にあつては「隔」、直結式小型にあつては「直小」と、防じん機能を有する防毒マスクにあつては、その性能によりS1、S2、S3、L1、L2又はL3と表示すること。

様式第11号(3)(乙) (第14条関係)

【備考】

1 労働衛生保護具用型式検定合格標章(防じんマスクのろ過材及び防毒マスクの吸収缶(ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材)用)



【備考】

- この型式検定合格標章は、これを印刷した紙のちよう付又は明りような直接表示により、防じんマスクのろ過材又は防毒マスクの吸収缶(防じん機能を有する防毒マスクに具備されるものであつて、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材)に付するものとすること。
- この型式検定合格標章は、正方形とし、次に示す寸法のいずれかによること。ただし、ちよう付すべき紙に印刷する場合にあつては、一の型式検定合格標章についてイの寸法とし、複数の型式検定合格標章を同一の紙に印刷することができる。

イ 12ミリメートル 10ミリメートル  
ロ 24ミリメートル 20ミリメートル  
ハ 36ミリメートル 30ミリメートル

- 「国(年)検」及び「種類」の表示方法は、様式第11号(3)(甲)の備考2及び3の例によること。